　　　　　　　　　　　静岡県立こども病院図書室　塚田薫代　2019.7.30

資料Ｃ

**がん教育**

第３期がん対策推進基本計画（2017年度～2022年度）

法第 23 条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする」

国は、平成 26（2014）年度より「がんの教育総合支援事業」を行い、全国の モデル校において、がん教育を実施するとともに、**がん教育の教材や外部講師 の活用に関するガイドライン**を作成し、がん教育を推進している。しかし、地 域によっては、外部講師の活用が不十分であること、教員のがんに関する知識 が必ずしも十分でないこと及び外部講師が学校において**指導する際の留意点** 等を十分認識できていないことについて指摘がある。

留意点

がん教育の実施に当たっては、以下のような事例について授業を展開する上で配慮が求められるとされている。①**小児がんの当事者**、小児がんにかかったことのある児童生徒が いる場合、②**家族にがん患者**がいる児童生徒や、**家族をがんで亡くした**児童生徒がいる場 合、③生活習慣が主な原因とならないがんもあり、特に、これらのがん患者が身近にいる 場合、④がんに限らず、**重病・難病等**にかかったことのある児童生徒や、家族に該当患者 がいたり**家族を亡くしたりした児童生徒**がいる場合（出典：外部講師を用いたがん教育ガ イドライン；文部科学省）。

（参考資料ＵＲＬ）

がん教育推進のための教材（平成 29 年 6 月 一部改訂） （<http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369992.htm>）

がん教育推進のための教材 指導参考資料 （<http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1385781.htm>）

学校におけるがん教育の在り方について（報告） （http://www.mext.go.jp/a\_menu/kenko/hoken/1369993.htm） 外部講師を用いたがん教育ガイドライン （<http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369991.htm>）

平成 28 年度がんの教育総合支援事業成果報告会 （http://www.mext.go.jp/a\_menu/kenko/hoken/1379587.htm） がんの教育総合支援事業におけるモデル校の取組 （http://www.mext.go.jp/a\_menu/kenko/hoken/1386959.htm） ○平成 29 年度におけるがん教育の実施状況調査の結果について （http://www.mext.go.jp/a\_menu/kenko/hoken/1410244.htm）

小学校

2020年度より

中・高等学校

・新学習指導要領（中学校及び高等学校の保健体育科）に「がん教育」を明記

※中学校は、2021 年度全面実施。高等学校は、2022 年度入学生より年次進行で実施。

医学司書からアドバイス

１ 成長・発達に合わせたかかわり

　　資料Ｄ参照

　　11歳で大人と同程度の病態生理を理解可能である（エリクソン発達心理）

２ ３つの**Ｃ**

　　Cancer それは「がん」という病気

Not Caused　誰のせいでもないんだよ

Not Catch　　うつらないんだよ

　　参照　Hope Tree <https://hope-tree.jp/information/cancercare-for-kids-01/>　[2019.7.4確認]

３　「がん」を連発しない

４　病態の説明だけでなく、どうやって向き合ってゆくか気持ちを支える

５　人はいつかは死ぬ、でも　いのちは続く

６　あなたが大切

７　きょうだいにも配慮を。